

本資料は、商品発売にあたって作成された報道機関向け発表資料を転載したものです。
商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約概要/商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」などをご覧下さい。



For your future™

News Release

報道ご関係者各位
2012年1月31日

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK:945

収入保障保険「こだわり収入保障(無解約返戻金型)」を販売開始

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO:クレイグ・ブロムリー、以下マニユライフ生命)は、2012年2月1日より「こだわり収入保障」【正式名称:無配当無解約返戻金型家族収入保障保険】を MGA チャネル*1 で販売いたします。

「こだわり収入保障」は、「万が一の時のために家族の生活を守れるよう準備しておきたい」というお客様のニーズにお応えする保険です。お客様にご検討いただきやすいよう、シンプルな商品設計となっております。

「こだわり収入保障」の特長

1.被保険者に万が一のことがあった場合、給付金が毎月支払われる(月払給付金)、のこされたご家族にも家計にもやさしい保険です。

- ・ ご契約時に、月払給付金額と保険期間を設定します。
- ・ 被保険者が死亡・高度障害に該当されたとき、保険期間満了まで「月払給付金※」が支払われます。
- ・ 月払給付金を、一括で受け取ることも可能です。
※月払給付金の支払期間には保証年数(2年または5年)があります。

2.この保険は被保険者の健康状態および喫煙歴によって、保険料率をお選びいただけます。(ただし、弊社の定める基準を満たす場合)

<ご契約例> ■契約者(被保険者):30歳男性 ■保険期間/保険料払込期間:60歳満了
■月払給付金額:20万円 ■月払給付金支払保証期間:2年
■保険料払込方法:月払 口座振替扱

<上記ご契約例の保険料>

- ①標準保険料率 : 月払保険料 6,680円
- ②ノンスモーカー料率*2: 月払保険料 4,860円
- ③ノンスモーカー優良体料率*3: 月払保険料 4,480円

3. 特定疾病*4で所定の状態に該当されたとき、以後の保険料の払い込みが免除される特約(特定疾病保険料払込免除特約)を付加することもできます。

2.の<ご契約例>の場合で、「特定疾病保険料払込免除特約」を付加した場合の月払保険料は以下の通りです。

- ①標準保険料率 : 月払保険料 6,900円
- ②ノンスモーカー料率 : 月払保険料 5,020円
- ③ノンスモーカー優良体料率 : 月払保険料 4,620円

マニユライフ生命は、お客様の信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、お客様お一人おひとりのニーズに合った最適な解決策をご提供しております。今後ともマニユライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

*1 MGA とは、北米市場において大型・独立代理店型の販売組織を意味する Managing General Agents の略です。当社は 2007 年 2 月に MGA 開発部を設立し、企業経営者や資産家等の富裕層の方々を中心に、日本において新しいタイプの代理店事業の構築を目指し取り組んでおります。

*2 ノンスモーカー料率(非喫煙者保険料率)は、過去 1 年以内に喫煙していないこと(喫煙歴については告知に加え弊社所定の検査を実施させていただきます)が適用の条件となります。

- *3 ノンスモーカー優良体料率(優良体保険料率)は、ノンスモーカー料率(非喫煙者保険料率)の適用条件のほか、血圧値等について弊社が定めた基準を満たしていることが適用の条件となります。
- *4 特定疾病とはガン、急性心筋梗塞、脳卒中をさします。

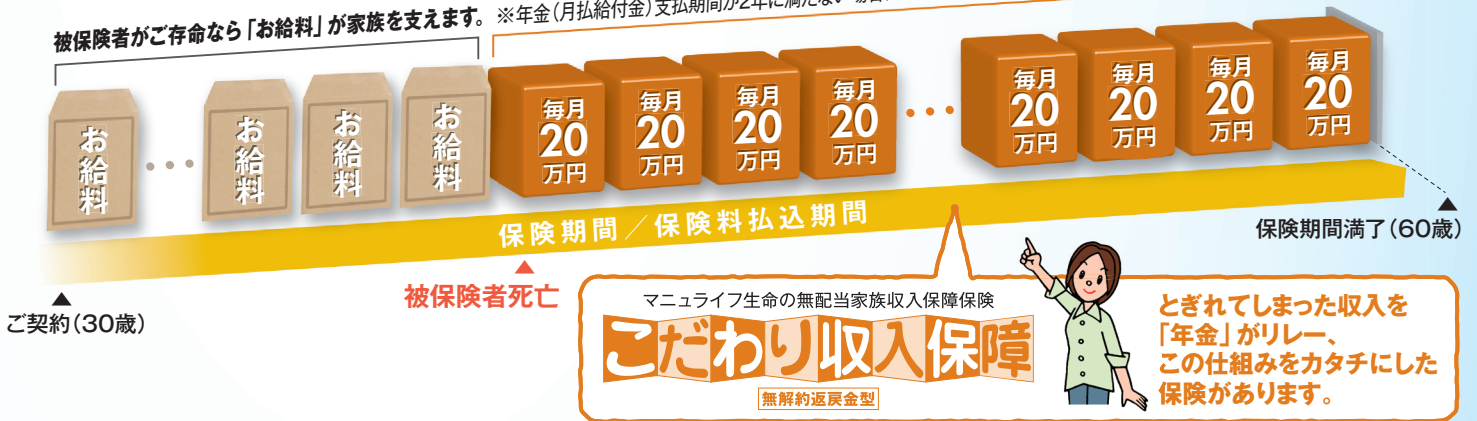
マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社(「マニユライフ生命」)は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界21ヶ国・地域で事業を展開している金融サービスのリーディング・グループです。マニユライフは信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を、お客さまにお届けすることを目指して、2012年で創業125周年を迎えました。同社職員、エージェントおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、世界各地の数百万のお客様に経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、世界各地の機関投資家のお客さまには、資産運用サービスのみならず、損害・傷害保険の再々保険に特化した再保険の解決策もご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルとその子会社の管理運用資産は、2011年9月30日現在4,920億カナダドル(4,730億米ドル)となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフ・ファイナンシャル(マニユライフ)として、米国においては主にジョン・ハンコックとして事業を展開しています。マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ (www.manulife.com) をご覧下さい。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。(www.manulife.co.jp)

● 当書面では、商品内容をイメージして頂きやすくするため、右記のように用語をおきかえて説明しています。 月払給付金 → 年金 月払給付金額 → 年金額

- ＜ご契約例＞ ■契約者(被保険者):30歳男性 ■保険期間/保険料払込期間:60歳満了 ■年金額(月払給付金額):20万円
 ■年金(月払給付金)支払保証期間:2年 ■月払保険料(口座振替):6,680円(標準保険料率)

被保険者に万が一のことがあった場合 保険期間満了まで毎月「年金」が支払われます。
 ※年金(月払給付金)支払期間が2年に満たない場合は、2年間(支払保証期間)にわたって年金をお支払いします。



「ごだわり収入保障」のしくみ

- ご契約時に、月々の年金額と保険期間を設定します。
- 保険期間を通じて保険料をお払いいただきます。
- 被保険者が亡くなられたとき、保険期間満了まで「年金※」が支払われます。
- 「年金」ではなく、一括で受け取ることも可能です。
 ※年金(月払給付金)支払期間には保証年数があります。

(受け取り方法も選べます)

- 1 毎月受け取る方法
 ご契約 被保険者死亡 保険期間満了
- 2 まとめて一括して受け取る方法※
 ご契約 被保険者死亡 ※この場合、保険契約は消滅します。
- 3 上記2つの方法を組み合わせた方法(一部一括受取)※
 ※弊社所定の要件を満たす必要があります。
 ご契約 被保険者死亡 保険期間満了

● この保険は、被保険者が万が一死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合に、保険期間満了時まで毎月定額の給付金をお支払いする保険です。

■ 健康状態および喫煙歴によっては、さらに保険料を抑えることも可能です。

標準保険料率

上記のご契約例の場合の月払保険料 **6,680円**

ノンスモーカー料率
 (非喫煙者保険料率)



タバコを吸わない被保険者の場合、ノンスモーカー料率が適用されるので、標準保険料率に比べて保険料が割安になります。

上記のご契約例の場合の月払保険料 **4,860円**

標準保険料率より **約27% DOWN**

※ノンスモーカー料率(非喫煙者保険料率)は、過去1年以内に喫煙していないこと(喫煙歴については告知に加え弊社所定の検査を実施させていただきます)が適用の条件となります。

ノンスモーカー優良体料率
 (優良体保険料率)



ノンスモーカー料率が適用になる被保険者が、当社の定める基準を満たしたときは、ノンスモーカー優良体料率が適用されるので、保険料がさらに割安になります。

上記のご契約例の場合の月払保険料 **4,480円**

標準保険料率より **約33% DOWN**

※ノンスモーカー優良体料率(優良体保険料率)は、ノンスモーカー料率(非喫煙者保険料率)の適用条件のほか、血圧値等について弊社が定めた基準を満たしていることが適用の条件となります。

■ 特定疾病にかかったとき、以後の保険料の払い込みが免除される特約を付加することもできます。

特定疾病保険料払込免除特約

特定疾病保険料払込免除特約を付加すると、特定疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったとき、以後の保険料の払い込みが免除されます。

上記のご契約例の場合で、「特定疾病保険料払込免除特約」を付加した場合の月払保険料
 標準保険料率/6,900円 ノンスモーカー料率(非喫煙者保険料率)/5,020円 ノンスモーカー優良体料率(優良体保険料率)/4,620円